# 就学支援金家計急変支援制度のお知らせ

**千葉県**

　入学時に申請を行う就学支援金は、令和５年１月１日～１２月３１日の所得をもとに算出された市町村民税の額に基づいて審査を行います。
　令和５年１月２日以降に家計が急変する事態（休職・離職等）があった方に対しては、支給額を増額する「就学支援金家計急変支援制度」がございます。

## 主な要件

●令和５年１月２日以降に対象となる家計急変事由が発生したこと。
●令和７年１～３月の収入状況から年収を推計し、世帯年収が約５９０万円未満相当まで減少したこと

## 対象となる主な家計急変事由

●「保護者等が被雇用者（会社員など）」　または
「被雇用者であるが雇用保険に加入していない」場合
・負傷、疾病等により離職または休職等し、その後９０日以上就労が困難である場合
・自己の責めに帰すことのできない理由による離職があった場合
●「保護者等が自営業者」などの場合
・負傷、疾病により事業を廃止または休業し、その後９０日以上就労が困難である場合
・営む事業が債務超過等となり、その事業を廃止等した場合
・妊娠・出産、育児により事業を廃止し、その後３０日以上の就労が困難である場合
・保護者等の父母の死亡、負傷、疾病（療養期間９０日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止した場合
・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（看護期間が３０日以上または常時の介護が必要なもの）のため、事業を廃止した場合

※詳細は、文部科学省作成の別添のリーフレット「やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。」及びリーフレットのＱＲコードから「家計急変支援申請の手引き」をご覧ください。

## その他

●定年退職、自己都合退職等は対象になりません。
●今後、家計急変事由が発生した場合でも、本制度の対象になります。
まずは、学校に連絡し、必要な提出書類等の案内を受けてください。

## 手続について

　実際の手続は、就学支援金の申請でご利用されたe-Shienを使用します。
　別添のリーフレットや、このお知らせを見て申請のご意思がある方は、まず学校に連絡し、必要な提出書類等の案内を受けてください。